

平成30年度

国民健康保険税の課税限度額を改正

地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の医療給付分の課税限度額を引き上げを行います。(表1)

税率・税額は据え置きます

県と市町村が国保を共同運営

平成30年度から国保制度改革に伴い、県が市町村と共に国保を共同運営することになりました。県は医療費を市町村へ交付し、市町村は国保税を県へ納付します。平成30年度については、税率・税額を引き上げな

表1 国民健康保険税 税率・税額等

		平成30年度
医療給付費分	所得割	前年中の基準総所得金額×6.76%
	資産割	当年分の土地、家屋の固定資産税額×28.00%
	均等割	加入者1人につき 25,000円
	平等割	1世帯につき 20,800円
	課税限度額	580,000円(4万円引き上げ)
後期高齢者支援金分	所得割	前年中の基準総所得金額×2.36%
	資産割	当年分の土地、家屋の固定資産税額×10.20%
	均等割	加入者1人につき 8,600円
	平等割	1世帯につき 7,000円
	課税限度額	190,000円
介護納付金分(40～64歳)	所得割	前年中の基準総所得金額×2.80%
	資産割	当年分の土地、家屋の固定資産税額×14.00%
	均等割	加入者1人につき 11,600円
	平等割	1世帯につき 6,400円
	課税限度額	160,000円

くても県へ納付金を支払うことができることから、前年度同様据え置きとしました。

国保税の期限内納付と医療費節減へのご協力を

県への納付金は、過去3年間の医療費指数、所得等によって、年度当初に決まるため、医療費が高くなると、次年度以降の県への納付金も高くなり、国保税の引き上げが必要となります。

一人当たり医療費は、高齢化や生活習慣病などの疾病増加、高額な新薬の影響で増加傾向にあります(グラフ1)。医療費総額が高い病気は、入院ではその他の悪性新生物(がん)、外来では腎不全となっています。(表2)

今後も医療費は増大することが予測されます。被保険者の皆さまには、国保税を納期限内に納付していただき、ジェネリック医薬品の活用や各種健康診査を積極的に受診するなど、医療費削減へのご協力をお願いいたします。

70歳以上の国保加入者の皆さまへ

8月から高齢受給者証が、保険証と一体化となります。7月下旬ごろにお送りする予定です。

表2 大山町国保 中分類別医療費総額の上位3位(平成29年4～3月診療分)

順位	入院	外来
1	その他の悪性新生物	腎不全
2	統合失調症(型障害)及び妄想性障害	糖尿病
3	骨折	高血圧性疾患

国保データベースシステムより

